

令和8年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項

令和8年度大阪府立知的障がい高等支援学校（以下、「高等支援学校」という。）職業学科の入学者選抜は、本入学者選抜実施要項（以下、「本実施要項」という。）の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

第1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類及び実施校等

1 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下、「高等支援選抜」という。）を実施する支援学校は、次のとおりとする。

高等支援学校名（本校）
大阪府立たまがわ高等支援学校
大阪府立とりかい高等支援学校
大阪府立すながわ高等支援学校
大阪府立むらの高等支援学校
大阪府立なにわ高等支援学校

2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜（以下、「高等支援補充選抜」という。）は、高等支援選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない高等支援学校において実施する。

3 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下、「共生推進教室選抜」という。）を実施する共生推進教室を設置する高等学校は、次のとおりとする。

高等支援学校名（本校）	共生推進教室を設置する高等学校名
大阪府立たまがわ高等支援学校	大阪府立金剛高等学校 大阪府立枚岡樟風高等学校
大阪府立とりかい高等支援学校	大阪府立北摂つばさ高等学校 大阪府立千里青雲高等学校
大阪府立すながわ高等支援学校	大阪府立信太高等学校 大阪府立久米田高等学校
大阪府立むらの高等支援学校	大阪府立緑風冠高等学校 大阪府立芦間高等学校
大阪府立なにわ高等支援学校	大阪府立東住吉高等学校 大阪府立今宮高等学校

4 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜（以下、「共生推進教室補充選抜」という。）は、共生推進教室選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない共生推進教室を設置する高等学校において実施する。

II 募集人員

募集人員は、別途発表する。

III 通学区域

通学区域は、府内全域とする。

IV 出 願

1 出願方法

出願は大阪府立学校オンライン出願システム（以下「オンライン出願システム」という。）により行う（郵送による出願は認めない。）。

2 出願手続き

(1) 志願者による出願登録

志願者は、「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」から「第5 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜」の各選抜のページで示す「出願期間」の「志願者による出願登録」の期間内に、次のア～エに示す出願データの登録等を行い出願するとともに、中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）の校長による承認を得る。

ア マイページ案内の受領

志願者は、在籍する中学校等から、オンライン出願システムにログインするための「マイページ案内」を受領する。

イ 志願者情報の登録

志願者は、「マイページ案内」からオンライン出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者現住所、保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）名、ふりがな、保護者現住所及び電話番号並びに顔写真等、必要事項を登録する。

ウ 出願情報の登録

志願者は、オンライン出願システムに、志願する選抜の種類、志願先校及び志望学科等並びに志願先に提出する承認書等の画像等データ（JPG又はPDFファイルによる。以下同じ。）等、必要事項を登録する。なお、登録すべき出願情報の詳細は各選抜のページを参照すること。

エ 特別事情のある志願者の承認書等の登録

(ア) 「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」から「第5 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜」の各選抜のページで示す「V 入学志願者の審査等」の「1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者」に該当する者は、「入学志願特別事情申告書（様式K121又はK122）〔25又は26ページ〕」に必要事項を記入し、画像等データをオンライン出願システムに登録する。また、「2 府教育委員会の承認書の提出を必要とする者」に該当する者は、該当の承認書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

(イ) 令和8年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜において、別に定める受験上の配慮を承認された者は、該当の承認書等の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

(2) 中学校等の校長による承認等

中学校等の校長は、「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」から「第5 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜」の各選抜のページで示す「出願期間」の「中学校等の校長による承認期間」内に、次のア～ウに示す調査書情報（以下、「調査書」という。）等の登録及び承認等の手続きを行う。

ア 調査書等の登録

中学校等の校長は、志願者の調査書及び推薦書情報（以下、「推薦書」という。）をオンライン出願システムに登録する。

イ 志願者情報及び出願情報の確認

中学校等の校長は、志願者がオンライン出願システムに登録した志願者情報及び出願情報が適正であることを確認する。

ウ 特別事情のある志願者の対応

中学校等の校長は、**2**の**(1)**エにより、入学志願特別事情申告書を登録した者について、記載された内容が適正であることを確認する。また府教育委員会が交付した承認書等を登録した者については、承認書等が適正であることを確認する。

(3) 出願受理

高等支援選抜及び高等支援補充選抜においては、高等支援学校の校長は、オンライン出願システムにより、志願者が登録し、中学校等の校長が承認した出願データを厳正に審査し、本実施要項にそわない出願については公正にこれを処理する。共生推進教室選抜及び共生推進教室補充選抜においては、高等支援学校の校長は、共生推進教室を設置する大阪府立高等学校（以下、設置校という。）の校長を通じて、オンライン出願システムにより、志願者が登録し、中学校等の校長が承認した出願データを厳正に審査し、本実施要項にそわない出願については公正にこれを処理する。

3 受験票の交付

(1) 受験票の交付

高等支援選抜及び高等支援補充選抜においては、高等支援学校の校長は、出願を受理した全志願者に対して、オンライン出願システムにより受験票を交付する。なお、共生推進教室選抜及び共生推進教室補充選抜においては、高等支援学校の校長は、設置校の校長を通じて、出願を受理した全志願者に対して、オンライン出願システムにより受験票を交付する。

(2) 受験票の印刷

志願者は、交付された受験票を印刷（A4判）し、適性検査等の実施日に持参する。

4 その他

オンライン出願システムの利用方法等については、府教育委員会のウェブページ（「オンライン出願システム」 <https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/nyugaku/shienonlinesystem.html>）で確認すること。